

掛川市条例第13号

掛川市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市公民館条例の一部を改正する条例

掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

第12条に次の1項を加える。

- 5 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。